

クイズで学ぼう!お金のイロイロ (答え)



知るぼるとキャラクター
矢口イチ(矢口家の愛犬)

答えは ①いったん電話を切って、冷静になって考える。

こうした被害に遭わないためには、どうすればよいでしょうか?おいしい話には裏があることを心得て、少しでも疑問や不安を感じたときは、家族などに意見を求めることで、「冷静に考えればおかしい」と気づくことができます。家族に相談しづらければ、消費生活相談窓口などに、とにかく一度電話してみましょう。

また、電話による詐欺は、判断を急がされるという特徴があります。すぐに返事を求められたら、詐欺である可能性が高いと考え、その場で回答をせず、いったん電話を切って、冷静になって考えてみましょう。さらに、話を最後まで聞かずに、途中で打ち切ることも大切。相手のペースに乗せられて最後まで話を聞いてしまうと、正常な判断ができなくなってしまう恐れがあるからです。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局 (日本銀行高知支店総務課内) TEL: 088-822-0114

消費生活センター便り

法務省?総合消費料金??悪質な架空請求に注意!!



架空請求に関する相談は、平成16年度をピークに、17年度以降は年々減少していましたが、利用した覚えのないサイト利用料等を請求するメールに関する相談が増加傾向にあり、加えて、今年度になって、ハガキによる架空請求の相談が急増していますので注意が必要です。

県内事例①

「法務省管轄支局」を名乗るところから、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと書かれたハガキが届いた。ハガキは、期日までに連絡が無い場合は財産を差し押さえるなど、本人からの連絡を求める内容になっている。心当たりが無いが、連絡したほうが良いか。

県内事例②

携帯電話のショートメッセージサービス(SMS)に、大手通販事業者を名乗り「未納料金を滞納しています。連絡なき場合は、法的手続きに移行します」という内容のメールが届いた。

- 「本日中に(期日までに)連絡なき場合は(支払わなければ)、法的手続きに移行します」という文言は典型的な架空請求の手口です。絶対に連絡したり、お金を支払ったりしてはいけません。無視しましょう。
- 請求された内容について不明な点があったり、不安になったりした場合は、相手方に連絡するのではなく、まず消費生活センターに相談しましょう。連絡してしまうと、金銭を要求されるだけでなく、新たな個人情報を知られてしまうことになります。
- 相手方がかたる名称は、法務省など公的機関から、アマゾンやヤフーなど実在する事業者まで様々です。事業者等の名前に覚えがあるからと言って安易に信用せず、内容等をよく確認しましょう。消費者庁HPでも注意喚起していますので、参考にしてください。

消費者庁HP「なりすまし・かたり電話」 <http://www.caa.go.jp/caution/phone/>

消費生活に関するご相談は

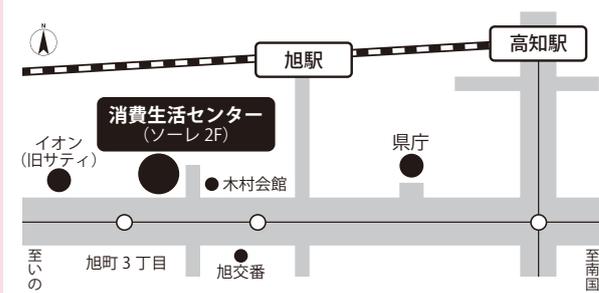
高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3
※日曜日でも相談を受け付けています

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>



消費者ホットライン……局番なしの188番 お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します